

令和2年度 尾道市人事行政の 運営等の状況

「地方公務員法」・「尾道市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、令和2年度尾道市人事行政の運営等の状況について公表します。詳細については、12月中に市HPに掲載します。 職員課 ☎0848-38-9342

1 職員数に関する状況

(各年4月1日現在)

区分	職員数(人)			対前年増減(人)		
	平成31年	令和2年	令和3年	平成31年	令和2年	令和3年
部門						
一般行政部門						
議会	9	9	9	-	-	-
総務企画	141	142	132	△3	1	△10
税務	49	48	48	△3	△1	-
労働	0	0	0	-	-	-
民生	193	186	182	△7	△7	△4
衛生	95	91	91	△6	△4	-
農林水産	38	36	35	△1	△2	△1
商工	23	23	25	△2	-	2
土木	96	99	96	△1	3	△3
小計	644	634	618	△23	△10	△16
特別行政部門						
教育	155	147	143	△12	△8	△4
消防	206	206	206	-	-	-
小計	361	353	349	△12	△8	△4
普通会計	1,005	987	967	△35	△18	△20
公営企業等会計						
病院	897	878	871	△18	△19	△7
水道	55	52	51	1	△3	△1
交通	1	1	1	-	-	-
下水道	13	13	15	△3	-	2
その他	47	44	42	-	△3	△2
小計	1,013	988	980	△20	△25	△8
合計	2,018	1,975	1,948	△55	△43	△28
条例定数	2,287	2,287	2,287	△4	-	-

(注)職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時職員、非常勤職員又は、会計年度任用職員を除いています。

2 職員の給与の状況【市長の事務部局等】

(1) 令和2年度の職員給与費の状況(普通会計決算)

職員数(A)	給与費				1人当たり給与(B/A)
	給料	職員手当	期末・勤労手当	計(B)	
987人	3,756,833千円	722,226千円	1,490,834千円	5,969,893千円	6,049千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、令和2年4月1日現在の職員数で、再任用短時間勤務職員は含みません。

(2) 職員の平均給料月額、平均給与月額および平均年齢の状況

(令和3年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	347,203円	418,812円	45.9歳
技能労務職	319,214円	347,183円	53.8歳

(3) 一般行政職員の初任給の状況 (令和3年4月1日現在)

区分	尾道市	国
上級(大学卒)	182,200円	182,200円
中級(短大卒)	163,100円	-
初級(高校卒)	150,600円	150,600円

(4) 一般行政職の級別職員数の状況 (令和3年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計	
標準的な職務内容	係員	係員	係員	主任	係長	課長補佐	課長	部長		
職員数	12人	24人	61人	143人	112人	58人	51人	15人	476人	
構成比	2.5%	5.1%	12.8%	30.0%	23.5%	12.2%	10.7%	3.2%	100.0%	
参考	1年前の構成比	1.9%	5.0%	12.8%	29.5%	25.6%	11.8%	10.5%	2.9%	100.0%
	5年前の構成比	1.1%	5.4%	10.3%	30.8%	26.1%	14.4%	9.2%	2.7%	100.0%

(注)再任用職員は含んでいません。

(5) 職員手当の状況 (令和3年4月1日現在)

区分	尾道市	国
期末手当	国と同じ	期末手当 6月期 1.275月分 (0.725)月分 12月期 1.275月分 (0.725)月分 計 2.55月分 (1.45)月分
勤労手当	国と同じ	勤労手当 0.95月分 (0.45)月分 0.95月分 (0.45)月分 1.9月分 (0.9)月分
退職手当	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 支給率は国と同じ その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~30%) 1人当たりの平均支給額 9,152千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 勤続25年 28.0395月分 勤続35年 39.7575月分 最高限度額 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~45%) 47.709月分

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。
2 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額です。

(6) 特別職の報酬等の状況 (令和3年4月1日現在)

区分	給料月額等	期末手当
給料	市長	6月期 2.25月分
	副市長	12月期 2.25月分
	教育長	計 4.5月分
報酬	議長	6月期 2.25月分
	副議長	12月期 2.25月分
	議員	計 4.5月分

健康・福祉

尾道市立市民病院

救急車の受入、時間外診療を一時制限します

電子カルテシステムの更新のため、次の期間、救急車の受入と時間外診療を制限します。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解をお願いします。

期間 ①12月17日(金) 17:15~18日(土) 8:00
②令和4年1月7日(金) 17:15~9日(日) 17:15
☎尾道市立市民病院医事課 ☎0848-47-1155

もしも、病気やけがで障害が残ったら… 障害基礎年金をご存じですか？

国民年金加入中や、20歳前の病気やけがで障害の状態(精神の障害も含む)になったときは、一定の要件を満たせば障害基礎年金を受給できます。

- 支給要件
 - ①初診日(障害の原因となった病気やけがで初めて医師の診療を受けた日)に国民年金に加入中の人。または、老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない60歳以上65歳未満の人。
 - ②初診日の前日に一定の保険料納付要件を満たしていること。
 - ③障害認定日(初診日から原則として1年6カ月を経過した日か、それ以前に症状の固定した日)に障害年金等級表の1級か2級の障害の状態になっていること。
- 20歳前に初診日があるとき

20歳前に障害の状態になり、20歳に達したとき、支給要件③を満たしていれば障害基礎年金を受けられます。※所得制限あり。

☎保険年金課 ☎0848-38-9143
※初診日が厚生年金加入中や3号被保険者(サラリーマンの配偶者)期間の人は、三原年金事務所 ☎0848-63-4111へお問い合わせください。

健康相談など

成人健康相談

☑健診結果説明、健康相談(保健師)、栄養相談(栄養士)など

■総合福祉センター

☎12月24日(金) 9:30~11:00
※前日までに要予約。

■瀬戸田福祉保健センター

☎令和4年1月11日(火) 13:30~14:30

☎令和4年1月7日(金)まで

☎健康推進課 ☎0848-24-1962

こころの相談

- こころの健康・ひきこもり相談(前日までに申込/☎2人)
- ☑こころの悩みのある人か家族、または概ね18歳以上のひきこもり状態にある人か家族(治療中でない人)

■総合福祉センター

☎12月21日(火)、令和4年1月13日(木) 13:30~16:30

担当 臨床心理士・心理士

☎健康推進課 ☎0848-24-1962

■御調保健福祉センター

☎12月22日(水) 13:30~15:30

担当 公認心理師、保健師

☎御調保健福祉センター ☎0848-76-2235

もの忘れ何でも相談

☑認知症状のある人を介護している家族、認知症に関して不安や悩みを抱えている人

■御調保健福祉センター

※要申込、個別相談。

☎12月16日(木) 13:30~15:00

☎北部地域包括支援センター ☎0848-76-2495

確定申告等で障害者控除を受けられる場合があります

65歳以上の人で、身体障害者手帳などを持っていない場合でも、その程度が身体・知的障害者認定基準に準じていれば、所得税や住民税の障害者控除を受けることができます。

認定書の交付には日数を要しますので、余裕をもって申請してください。※要介護認定を受けていない場合は、所定の診断書(有料)が必要です。

■控除額

障害者控除 所得税27万円、住民税26万円
特別障害者控除 所得税40万円、住民税30万円

☎高齢者福祉課 ☎0848-38-9118

東部保健所での相談(要申込)

●アレルギー疾患相談

☎12月21日(火)、令和4年1月18日(火) 13:30~15:30

☑生活・栄養相談(子どもの相談は母子健康手帳持参)

☎前日まで

●精神保健福祉相談(精神科医師による相談)

☎12月15日(水) 13:30~15:30

☎広島県尾道庁舎

●B型C型肝炎ウイルス検査

☎令和4年1月20日(木)

☎令和4年1月14日(金)

●HIV抗原抗体検査・梅毒検査

☎令和4年1月20日(木)

☎前日まで※匿名予約可。

☎広島県東部保健所保健課 ☎0848-25-2011

■料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。☎日時期間 場所 対象内容 電話 料金 持ち物 電子メール 印刷 申し込み方法 お問い合わせ先